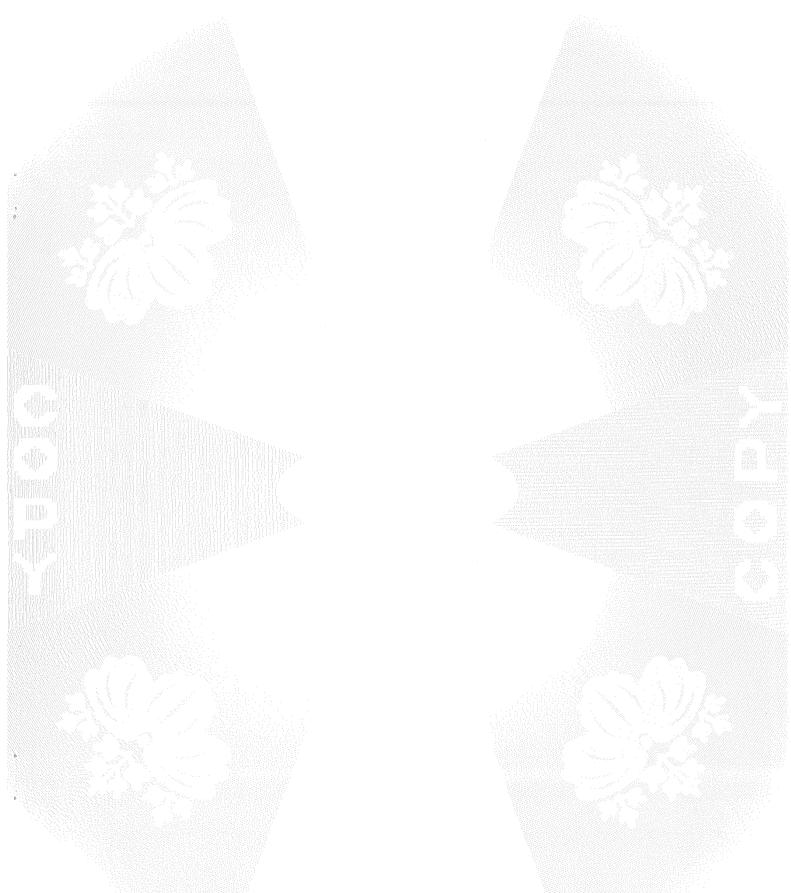
表題部	(土地の表示)		調製	平成11年	F2月10F	日 不動産番号 01060001	1 2 3 4 2	
地図番号 🔝 自 筆界特定 🔝 自								
所 在 墨田区向島五丁目						余白		
① 地 番	②地 目	3	地	積	m²	原因及びその日付〔登記の日付	付〕	
202番7	宅地			1 4	4 1 3 2	余白		
46番9	余白	余白			1 1 1 1 1 1 1	①変更 [昭和45年2月20日]		
余白	余白	余白				昭和63年法務省令第37号附則第 の規定により移記 平成11年2月10日	2条第2項	

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権移転	平成7年8月11日第32881号	原因 昭和53年1月27日相続 共有者 江戸川区春江町三丁目36番15号 持分1万分の4252 根 本 甫 墨田区向島五丁目48番8号 1万分の3227 根 本 武 三 墨田区向島五丁目48番8号 1万分の2521 根 本 淳 子 順位2番の登記を移記		
2	根本武三持分全部移転	平成8年9月25日 第47665号	原因 平成8年9月25日売買 共有者 江戸川区春江町三丁目36番15号 持分1万分の3227 根 本 甫 順位3番の登記を移記		
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年2月10日		
3	根本淳子持分全部移転	平成19年12月25日 第61746号	原因 平成18年12月24日相続 所有者 江戸川区春江町三丁目36番15号 持分1万分の2521 根 本 甫		
4	所有権移転	平成24年12月21日 第69781号	原因 平成24年2月7日相続 所有者 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷一丁目20番 1号 植村 万 里		
5	所有権移転	平成27年6月30日 第41587号	原因 平成27年6月30日売買 所有者 東京都杉並区西荻北二丁目1番11号 株式会社 三栄建築設計		



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(東京法務局墨田出張所管轄) 平成27年7月10日 東京法務局新宿出張所

登記官

加水美喜文

